

川俣城跡発掘調査報告 — 亀山市加太板屋所在 —

2022（令和4）年3月

三重県埋蔵文化財センター

例　言

1. 本書は、令和2年度に実施した一般国道25号道路改良に伴う川俣城跡の発掘調査報告書である。
2. 調査地は、三重県亀山市加太板屋に所在する。
3. 本遺跡の調査は、三重県教育委員会が三重県県土整備部から依頼を受けて実施した。
4. 調査および整理は、次の体制により実施した。

調査主体　三重県教育委員会

調査担当　三重県埋蔵文化財センター　調査研究1課　原田恵理子

調査期間　令和2年11月10日～11月11日

調査面積　42 m²

5. 当報告書の作成事務は、三重県埋蔵文化財センター調査研究1課が担当し、本書の執筆・編集・遺構の写真撮影は原田が、出土遺物の写真撮影は田中久生が行った。
6. 調査図面・写真・出土遺物は、三重県埋蔵文化財センターにて保管している。

凡　例

1. 本書で使用した地図類は、国土地理院発行の1:25,000数値地図「鈴鹿峠」、三重県共有デジタル図などの地図類を用いている。なお、三重県共有デジタル地図は、三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て使用している（令和3年4月5日三総合地第1号）。範囲確認調査坑位置図及び調査区位置図に使用した事業計画図は三重県県土整備部の提供による。
2. 本書で用いた座標は世界測地系に基づくものである。方位は第VI座標系の座標北で示した。
3. 標高は東京湾平均海水面（T.P.）を基準とした。
4. 本書で用いる遺構略号は以下のとおりである。

S K : 土坑

5. 土色の表記は、小山正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』（日本色研事業株式会社、1967年初版）に拠った。
6. 遺物実測図の縮尺は1:4とした。
7. 訳は各章の文末に付し、参考文献も訳に記した。
8. 写真図版中の遺物に付した番号は、各遺物の報告番号と対応する。遺物写真は縮尺不同である。

目 次

例言・凡例	i
目 次	ii
I 前 言	1
1. 調査の経緯と経過	
2. 調査の方法	
II 位置と環境	2
1. 地理的環境	
2. 歴史的環境	
3. 川俣神社について	
III 遺構と遺物	5
1. 調査概要と基本層序	
2. 遺構と遺物	
IV 結 語	8

挿図目次

第1図 範囲確認調査坑位置図	1	第4図 遺構平面図	6
第2図 周辺遺跡分布図	4	第5図 調査区土層図	7
第3図 調査区位置図	5	第6図 出土遺物実測図及び遺物観察表	7

写真図版

写真 1 川俣神社境内	3	全景	
写真 2 川俣神社古跡の石標	3	写真図版 3	11
写真 3 堀及び土壘状遺構	8	S K 1、斜面掘削状況	
写真図版 1	9	写真図版 4	12
調査前風景、表土掘削		調査後—工事の様子—、出土遺物	
写真図版 2	10		

I 前 言

1 調査の経緯と経過

(1) 調査に至る経緯

本書は三重県県土整備部、鈴鹿建設事務所が実施する、一般国道25号道路改良に先立つ発掘調査である。事業部局と担当者による協議を行った結果、川俣城跡及び北在家遺跡の一部が、工事により滅失する遺跡対象範囲に該当することが明らかとなつた。このため令和2年度に範囲確認調査を三重県埋蔵文化財センターが担当、実施することになった。令和2年5月に現地の状況把握を兼ねて、範囲確認調査を行った。掘削坑は6箇所設定し、調査を実施した。その結果、範囲確認調査坑では、遺構等は認められなかった。

しかし、川俣城跡の中でも、丘陵端部及び傾斜地は、今回の工事対象地ではない箇所で土壠及び堀とみられる箇所があったため、工事対象地でも何らかの構造が確認される可能性があった。また、川俣城は、市指定史跡である川俣神社、市指定天然記念物である川俣神社社叢があり、亀山市教育委員会、鈴鹿建設事務所、県埋蔵文化財センター立会のもと工事対象となる川俣城跡範囲が市指定地外であることが確認できたのが、令和2年7月であった。その後、鈴鹿建設事務所が工事発注を進め、令和2年11月に労務提供で発掘調査を実施した。

(2) 調査の経過

現地における本調査は令和2年11月10日・11日の2日間である。調査面積は42m²である。表土及び斜面のトレンチは重機で、遺構面は人力による掘削を行った。

【作業内容】

11月10日：平坦面の表土掘削、検出、遺構掘削、全景及び個別遺構の写真撮影、実測

11月11日：平坦面の補測、斜面トレンチ掘削、写真撮影、実測、調査終了

2 調査の方法

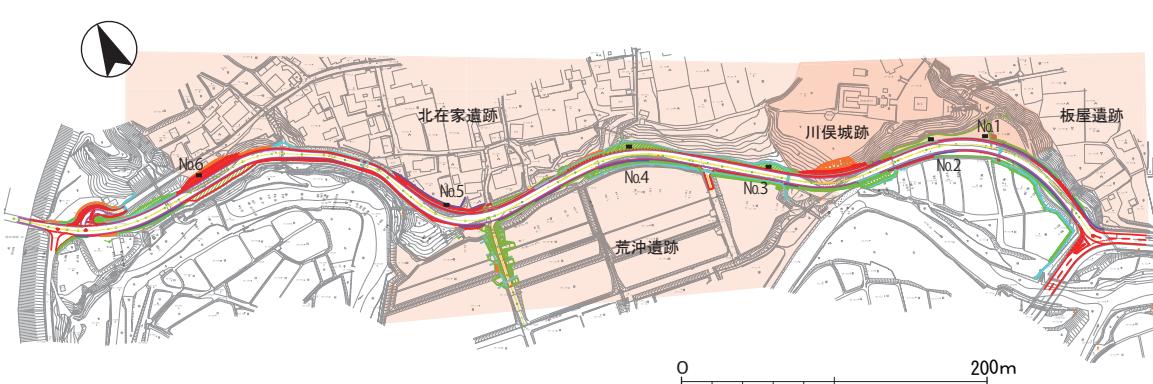
(1) 調査区の設定

調査区は、面積が狭く不定形であったため、従来のアルファベットと数字で組み合わせた小地区の設定はしなかった。

ただし、調査区の位置が特定出来るよう、平坦部で3箇所、斜面で2箇所、国土座標を出している。そのデータを基準に調査区の位置及び座標を示している。

(2) 遺構掘削

表土直下の遺構面は、人力で削り遺構を検出、掘削した。記録作業終了後に埋戻しを実施している。



第1図 範囲確認調査坑位置図 (1:500)

(3) 記録保存

遺構実測は手測りにより実施し、1:20の遺構平面図及び土層断面図を作成した。

調査区全景や個別遺構などの遺構写真は、基本的にニコンD 3300を使用し、記録写真撮影を行った。補助的にコンパクトデジタルカメラ(OLYMPUS)を使用した。遺物写真は、ニコンD 800 Eを使用した。

遺構図面、画像データ等の記録類一式は、当センターで保管している。

(4) 出土遺物の整理

出土遺物は、遺構・層位の区別を行い、遺構単位で取りあげた。整理作業終了後は、保管収蔵庫へ収納した。

(5) 文化財保護法にかかる法的措置

事業にかかる埋蔵文化財の文化財保護法等に関する法的措置は、下記のとおりである。

○文化財保護法第94条に基づく県埋蔵文化財保護条例第48条第1項「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘通知書」(県教育委員会教育長あて三重県知事通知)

・令和2年4月13日付け 鈴建第73号

○文化財保護法第100条第2項「埋蔵文化財の発見・認定について」(亀山警察署長あて県教育委員会教育長通知)

・令和2年11月19日付け 教委第12-4419号

II 位置と環境

1 地理的環境

川俣城跡(1)は、亀山市加太北在家(平成17(2005)年に合併するまでは、鈴鹿郡関町加太北在家)に所在する。三重県の北西部に位置し、北は鈴鹿山脈を境に滋賀県に接する。鈴鹿川の上流部の山岳地帯である。合併する前の「関町」という町名は、律令制下の三関のひとつである『鈴鹿関』が町内に設置されたことに由来している。近世に入ると東海道が整備され、宿場町として栄えた場所である。川俣城跡は、この近世の宿場町から伊賀方面へ約7kmである。

加太北在家は、鈴鹿川の支流である加太川が流れている。鈴鹿山脈に連なる山地を加太川が開析し、河岸段丘上のわずかな平地に集落が形成されている。交通網は、加太川に沿って伊賀・奈良方面へと抜ける大和街道が通っていた。現在でもほぼ同じルートに国道25号があり、車で人々が行き交っている。

2 歴史的環境

a 旧石器・縄文・弥生・古墳時代 旧石器時代の遺跡や遺物は確認されていない。縄文時代以降も、中在家遺跡(2)で縄文土器やサヌカイト片が、梶ヶ坂遺跡(3)、向井遺跡(4)で弥生土器が採集され

ている程度である。古墳時代は、加太川と鈴鹿川との合流地点に位置する新道岩陰遺跡(5)で前期の土師器、獸骨、貝類が確認されている程度で、明確な資料は少ない。古墳は、唯一加太地区内で、笹ヶ平古墳(6)が確認されている。西側に袖石がある全長7.6mの片袖式石室の形態から6世紀後半と推定されている。鈴鹿川中流域の古墳分布のあり方と比較すると、この地域は、希薄である。

b 古代 古代に入ると一転して関の地域は行政・交通の要衝となる。律令制下の三関のひとつ「鈴鹿関」、東海道の駅「鈴鹿駅」が置かれたとされる。これらはそれぞれ同町木崎遺跡(7)、同町古厩の古厩遺跡(8)がもっとも有力な比定地として挙げられている。加太地区に関してみてみると、壬申の乱の際、大海人皇子が通ったとされる「大山越え」は加太越えであると考えられており、平安時代に鈴鹿峠が整備されるまでは、都への重要な幹線道であったようである。この他にも、加太市場周辺より中津を経て東海道に通じる「バンドウ越え」、加太向井より柚ノ木峠を経て安濃へと抜ける「柚ノ木峠越え」などが間道として利用されていたようである。

c 中世 この時代、関には国人領主として関一族が登場する。関氏は伊勢平氏の流れを汲む一族で、鈴鹿郡一帯を治めていた。一族には、関氏・神戸氏・峯氏・国府氏・鹿伏兎氏の5氏があり、このうち鹿

伏兎氏が加太の地を治めていたとされている。鹿伏兎氏の祖、盛宗が正平年間（1346～1370）に居城として牛谷城（のち改修して鹿伏兎城（9））を築き、子の定俊が明徳5（1394）年には麓に菩提所として新福寺（10）を建立したとされている。鹿伏兎城は標高264mの山頂に石垣・土塁・井戸が残っており、昭和56年に県指定史跡となっている。周辺には支城として梶ヶ坂城（11）、平之沢城（12）等があったとされている。

鹿伏兎城の南西麓に位置する市場遺跡（13）では、堀によって区画された屋敷地を検出し、15世紀半ばから後半の大量の土師器や、一定量の輸入陶磁器などが出土していることから、鹿伏兎氏もしくはそれに近い有力者の屋敷地と想定されている。

鹿伏兎氏が加太の地を治めていた頃に、川俣城は当初、御靈が丘陣屋と呼ばれていたようである。応永6（1399）年、大内義弘が幕府に反抗し討ち死にした応永の乱で、大内方に属した佐々木満喬は鹿伏兎谷に落ち延び、関氏・鹿伏兎氏らにかくまわれた。満喬は鹿伏兎氏の祖、盛宗の孫である忠賀に仕えて御靈が岡陣屋を預かり、板屋郷150貫を領したとされている。御靈が岡陣屋は、応永21（1414）年、鹿伏兎城を訪れた北畠満雅によって「川俣城」と名付けられたとのことである。

この時代の遺跡としてほかに、関氏関係の寺院とされる正法寺山莊跡（14）がある。遺跡は昭和52



写真1 川俣神社境内（東から）

年以降発掘調査が行われ、建物跡などが確認された。これを受け、昭和52年に国史跡となり、同年から昭和61年にかけて、発掘調査・史跡整備が行われている。

d 近世 幕府によって街道が整備され東海道の宿が置かれた関宿（15）・坂下宿は共に五十三次の宿場町として栄えた。伊勢別街道への分岐点、東の追分、大和街道への分岐点、西の追分は県指定史跡となっている。加太地区には、大和街道の宿が置かれた。本陣は川俣城跡の付近に、高札・問屋場は加太市場にあったとされている。

3 川俣神社について

延喜式内社としての川俣神社は、伝承地が6箇所ある。中でも、鈴鹿市西富田町、同市中富田町所在の川俣神社と並び、延喜式内社の候補地のひとつとして挙げられている。元は中在家にあったが、度重なる洪水によって、現地に鎮座したといわれている。中在家で鎮座されていた地は、現在「川俣神社古跡」の石標がある場所（16：中在家遺跡の範囲内）といわれている。

明治4年7月に村社となり、同40年12月から同41年1月の間に、加太村各所に鎮座する40余りの社を合祀した。主な祭神は大比古命である。

昭和53年に町史跡となっている。



写真2 川俣神社古跡の石標（南東から）

[参考文献]

- ・『三重県の地名』平凡社、1983年
- ・岡田修平ほか『大和街道・伊勢別街道・伊賀街道 歴史の道調査報告書』三重県教育委員会、1983年
- ・『新道岩陰遺跡 三重県鈴鹿郡関町大字新所町』関町教育委員会、2003年
- ・亀山隆「【付編】亀山市加太金場「笹ヶ平古墳」について」
『明日へつなぐ 平成17年度亀山市文化財保護年報』亀山市教育委員会まちなみ・文化財室、2007年
- ・『閑町史 上巻』閑町教育委員会、1977年
- ・『三重の中世城館—開発集中地域中世城跡分布報告—』三重県埋蔵文化財センター、1976
- ・『市場遺跡発掘調査報告—三重県鈴鹿郡閑町加太字市場所在一』三重県埋蔵文化財センター、2003
- ・『正法寺山荘跡発掘調査報告』閑町教育委員会、1977～1987年
- ・『式内社調査報告 第七卷 東海道2』式内社研究会、1977年



第2図 周辺遺跡分布図 (1 : 50,000)

III 遺構と遺物

1 調査概要と基本層序

(1) 調査概要

調査区は、川俣城跡の南端部にある。川俣神社本殿から西へ約40mの段丘上平坦部と段丘崖部分で、計42m²の調査を実施した。段丘上は標高189m前後で、調査区南側を流れる加太川との比高差は約20mである。段丘裾部は道路で大型車が多く行き交っている。掘削土が道路に落下しないよう充分に配慮し、調査を進めた。

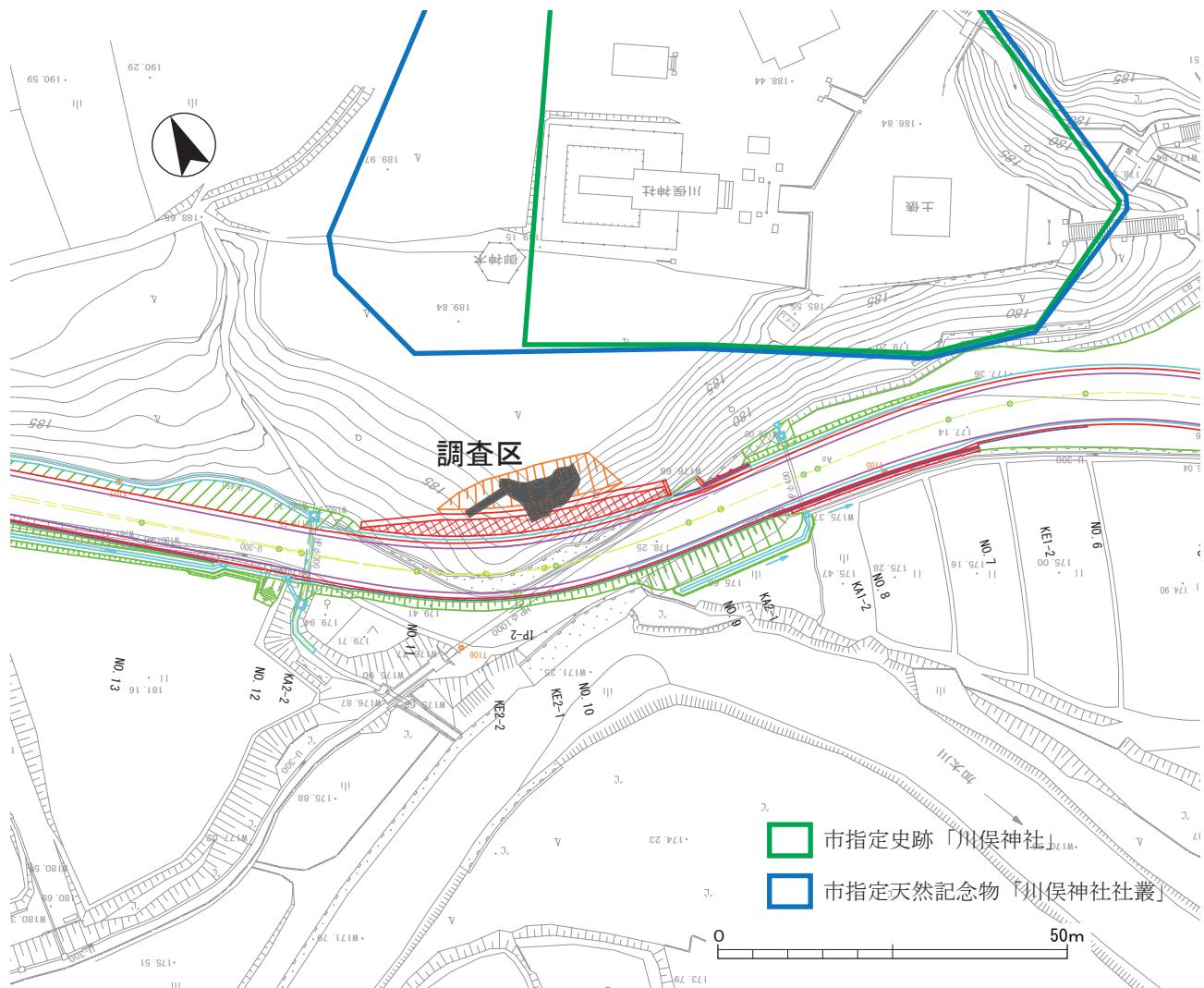
調査前の私見では、川俣城跡の西側で段丘下から

段丘上へ登る小道の両端で土壙状のものが認められる。小道が堀状のものとみられる。今回の調査区では土壙状の遺構は認められなかった。

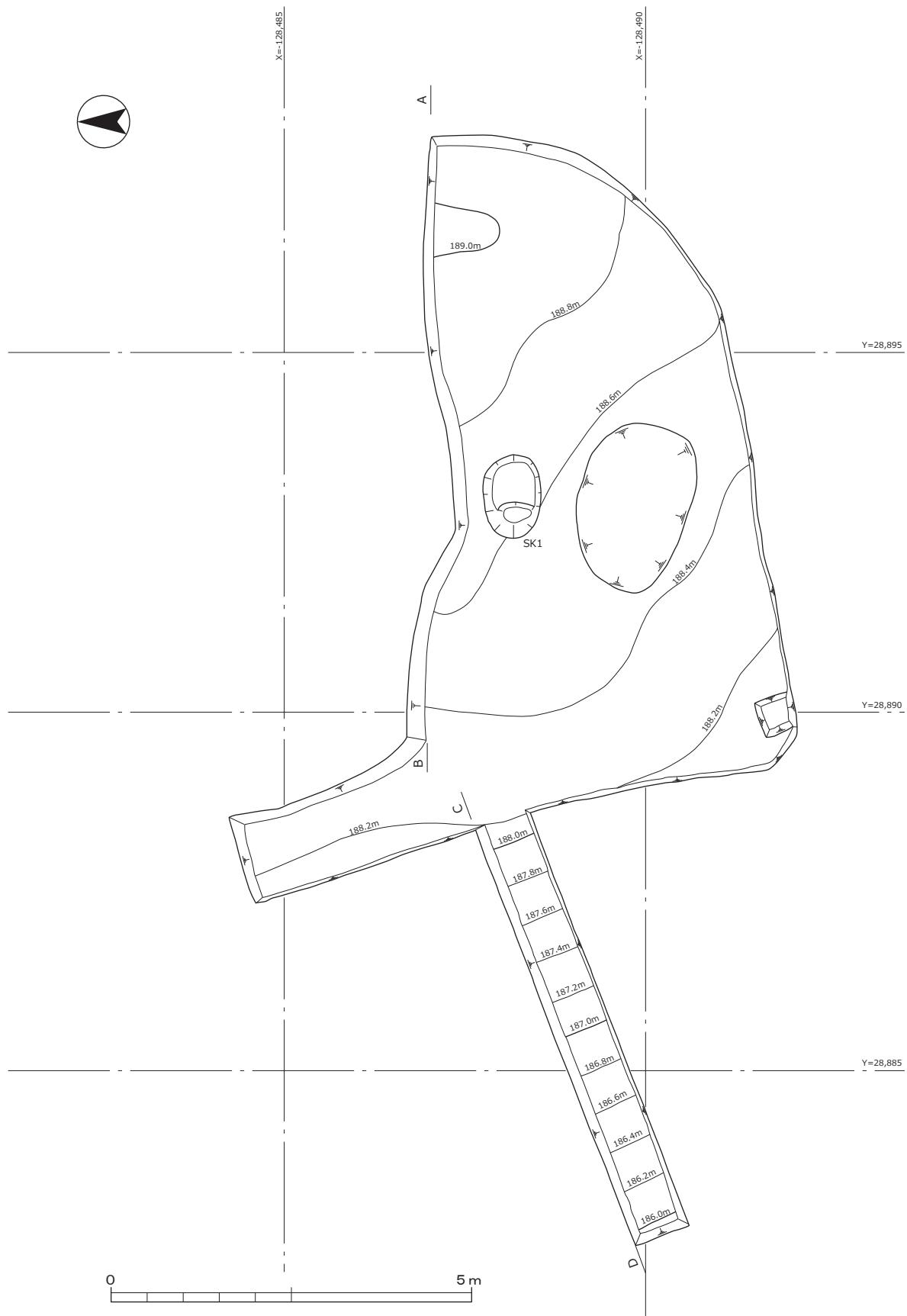
調査の結果、段丘上で、土坑1基を確認したのみである。段丘上から段丘崖にかけて、切岸等の改変箇所がないか確認したが、認められなかった。

(2) 基本層序

調査区周辺は、元々樹木が繁茂していた所で、表土は腐葉土となっていた。腐葉土を20~50cm下げると、ベース（基盤層）となる。ベースは、丘陵頂部では暗褐色粘質シルト、丘陵端部から斜面にかけ



第3図 調査区位置図 (1:1,000)



第4図 遺構平面図 (1 : 80)

では褐色粘砂に径 5 cm～人頭大の礫を多く含む層となる。

2 遺構と遺物

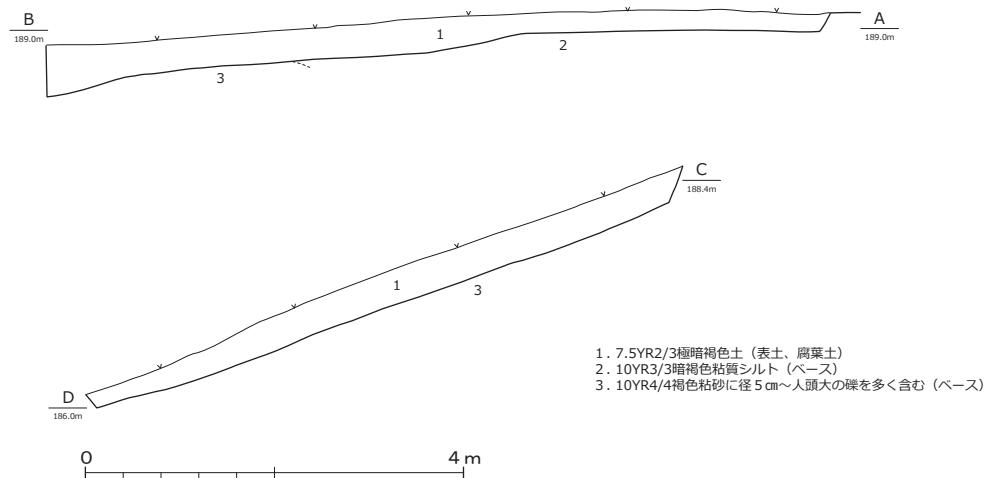
SK 1 丘陵頂部平坦面の中央北側で検出した楕円形をなす土坑で、規模は長径約 1.2 m、短径約 0.8 m である。底は東側で一段下がるが、SK 1 の東から西へ向かって緩やかに傾斜しており、検出面からの深さは東側で約 30 cm、西側で約 24 cm である。

遺物は、磁器丸碗 1 点（1）が出土したのみである。胎土は比較的粗く、外面には笹文があり、内面は口縁部

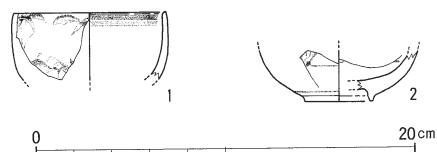
付近に 2 重圈線が描かれている。肥前産で 18 世紀代のものとみられる。

地山直上出土遺物（2）

今回の調査では、SK 1 の約 1.5 m 西の地山直上で磁器碗が出土した。2 も 1 と同様に胎土が比較的粗い。器壁は腰部よりも底部がより薄くなる。高台は薄く接地面のみ無釉である。外面には高台脇に、見込みに圈線が 1 本ずつみられる。また、外面腰部に模様があるものの、全體像は不明である。肥前産で 18 世紀代のものとみられる。



第 5 図 調査区土層図 (1 : 80)



No.	実測No.	出土遺構等	器種・器形	口径(cm)	底径(cm)	高さ(cm)	特徴
1	001-01	SK 1	磁器 丸碗 (肥前)	8.0	—	—	笹文
2	001-02	地山直上	磁器 碗 (肥前)	—	3.5	—	

第 6 図 出土遺物実測図 (1 : 4) 及び遺物観察表

IV 結語

今回の発掘調査の結果、河岸段丘上の平坦部で18世紀の磁器を含む土坑1基のみを確認した。平坦面から斜面にかけて調査はしたもの、調査区内では、切岸等の城に伴う施設は認められなかった。

文献に、「川俣城」及びその旧称とされている「御靈ヶ丘（御靈が岡）陣屋」の記載が出るのは1970年代後半にまとめられた『三重の中世城館』^①や『関町史』^②である。一方で、それ以前の近世・近代地誌^③から川俣城や御靈が岡（御靈ヶ丘）陣屋の表記が認められず、現時点では城として機能していた根拠は、見出しへくい。

ただ、川俣城跡の西側に堀及び土壘状のものが確認されており、それらの構造等が明確になれば、新たな知見が得られるであろう。今後の成果に期待したい。

[註]

①『三重の中世城館』三重県教育委員会、1976年

②『鈴鹿関町史』関町教育委員会、1977年

③近世・近代地誌は、下記を参照した。

『勢陽雑記』三重県郷土資料刊行会、1968年『定本 三

国地誌』上野古文献刊行会、1987年『勢陽五鈴遺響』

三重県郷土資料刊行会、1976年

『第日本國誌 伊勢国 第4卷』ゆまに書房、1989年

『鈴鹿郡郷土誌』三重県鈴鹿郡教育会、1915年、1981

年復刻

『亀山地方郷土史 第1卷』三重県郷土資料刊行会、

1970年



写真3 堀及び土壘状遺構（南から）



調査前風景（南西から）



表土掘削（北東から）



全景（東から）



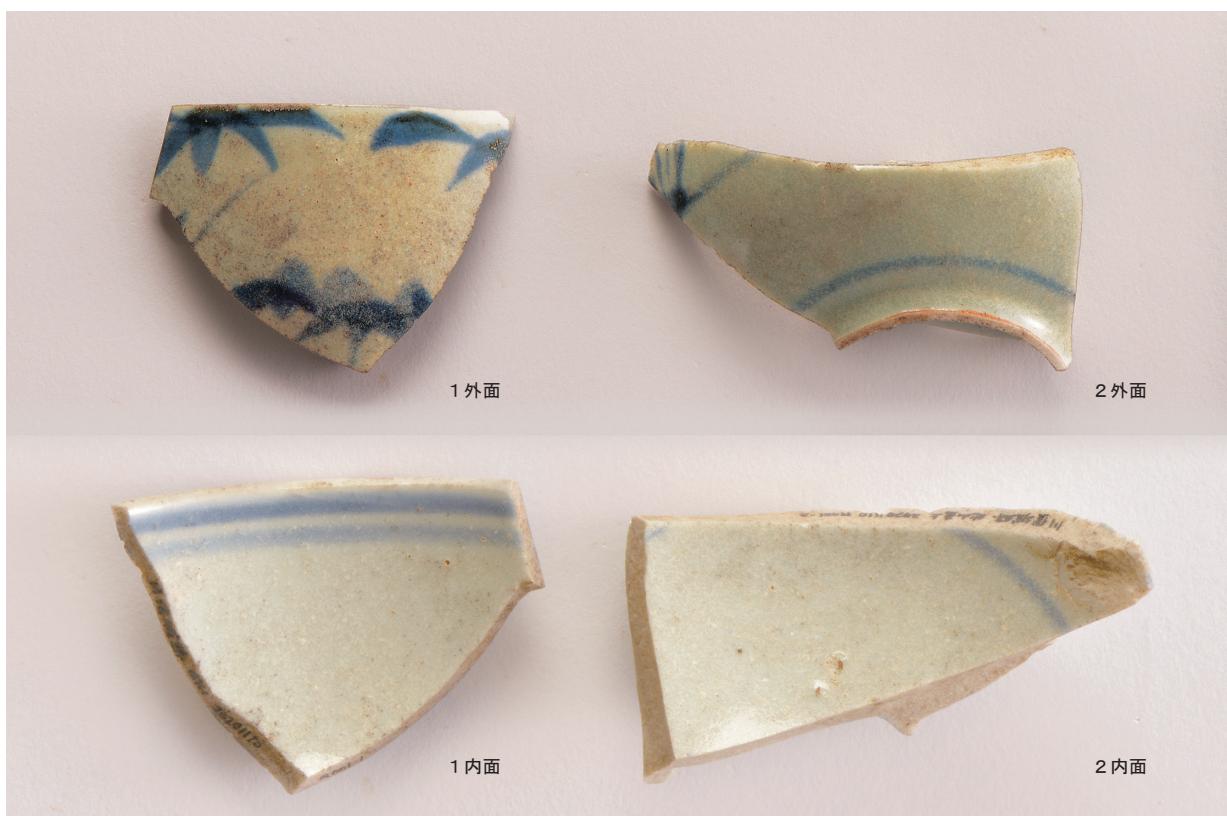
S K 1 (北から)



斜面掘削状況 (南西から)



調査後一工事の様子一（南から）



出土遺物

報告書抄録

ふりがな	かわまたじょうあとはくつちょうさほうこく							
書名	川俣城跡発掘調査報告							
副書名								
卷次								
シリーズ名	三重県埋蔵文化財調査報告							
シリーズ番号	410							
編著者名	原田 恵理子							
編集機関	三重県埋蔵文化財センター							
所在地	〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503 TEL 0596 (52) 1732							
発行年月日	2022(令和4)年 3月 16日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
かわまたじょうあと 川俣城跡	かめやまし 亀山市 かぶといたや 加太板屋	市町村	遺跡番号	34度 50分 29秒	136度 18分 58秒	20201110 ～ 20201111	42m ²	一般国道25号道路改良
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
川俣城跡	城館跡	室町	土坑	磁器				
要約	川俣城跡は、鈴鹿川の支流である加太川左岸の河岸段丘上に位置する。一般国道25号道路改良に伴い、削平される箇所について、発掘調査を実施した。城跡の南西部にあたる段丘上で土坑1基を確認したが、出土遺物は近世のものであり、城に伴うとみられる遺構等は確認できなかった。							

三重県埋蔵文化財調査報告 410

川俣城跡発掘調査報告
－ 亀山市加太板屋所在 －

2022(令和4)年3月

編集・発行 三重県埋蔵文化財センター
印 刷 有限会社ミフジ印刷

